

医療・介護総合推進法案の撤回を求める意見書

今国会に提出の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（医療・介護総合推進法案）」は、介護保険給付の対象を制限し、病院のベッド削減を強制的に進めるもので、国民を公的保険による医療・介護サービスから排除する内容となっている。

介護分野では、要支援者の訪問・通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に移管する。しかし市町村に受け皿はなくサービスの低下は避けられない。さらに、特別養護老人ホームへの入所を原則として要介護3以上に限定する。本県の特養待機者は現在6700人、うち「要介護1・2」の1800人は一部の例外を除いて入所の対象外とされる。利用料でも2割負担の導入や低収入で介護施設に入所する人にたいする「補足給付」の縮小など、在宅でも施設でも大幅な負担増が盛り込まれている。負担増がサービス利用の抑制と重症化を引き起こし、保険財政の悪化を招くことは明らかである。医療制度では、都道府県に各病院の「病床再編計画」をつくらせ、都道府県主導で病床削減を強行できる仕組みを盛り込んでいる。

本法案の内容は、憲法25条で定められた、社会保障に対する国の責任を投げ捨て、医療・介護の危機を一層深刻にする。

よって、国においては本法案を撤回し、医療・介護の充実に向けた制度を確立するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。